

募集要項【修正版】 正誤表

	誤 (6.11 公表版)	正 (修正後)
23 頁 イ 事業者が提案する価格	事業者は、以下で定める【地代総額】から、【埋蔵文化財調査費用として府が指定する金額：170,000 千円】と事業者の提案により府が支払う【区分所有部分取得費用】及び事業者の提案により事業期間中に府が支払う【維持管理費用総額】を控除した額（審査価格）を計算し提案すること。なお、この計算結果はマイナス（府の持ち出し）にならないこと。	<u>事業者は、以下で定める【地代総額】から、事業者の提案により府が支払う【区分所有部分取得費用】及び事業者の提案により事業期間中に府が支払う【維持管理費用総額】を控除した額（審査価格）を計算し提案すること。</u> なお、この計算結果はマイナス（府の持ち出し）にならないこと。
24 頁 ② 価格審査 ア 審査価格の求め方	審査価格＝【地代総額】－（【埋蔵文化財調査費用：170,000 千円】＋【府の区分所有部分取得費用】＋【府が支払う維持管理費総額】）	審査価格＝【地代総額】－（【 <u>府の区分所有部分取得費用</u> 】＋【 <u>府が支払う維持管理費総額</u> 】）
別紙 1 2. 提案書における埋蔵文化財調査業務費用の計上について	府は、現時点で埋蔵文化財調査の実施費用を 170,000 千円（上限）と想定しているため、事業者は提案にあたりこの費用を埋蔵文化財調査業務費用として審査価格を計算すること。	<u>埋蔵文化財調査費用業務は、事業者において積算のうえ提案によるものとする。</u> なお、府は、現時点で埋蔵文化財調査の実施費用を 170,000 千円（上限）と想定している。

業務要求水準書【修正版】 正誤表

	誤 (6.11 公表版)	正 (修正後)
9 頁 4. 清掃業務 (3) 要求水準	廃棄物処理業務について追加	④ <u>廃棄物処理業務</u> <u>公共施設内で回収したゴミ（紙類等の一般廃棄物及び雑金属、大型ゴミ等）について分別・回収し、関係法令に基づき適切に処理すること。</u> また、ごみ置き場は常に清掃し、周辺の美化に努めること。本業務に伴い必要と

		なるごみ袋、汚物用ビニール袋等は事業者の負担とする。
--	--	----------------------------

様式集【修正版】 正誤表

	誤 (6.11 公表版)	正 (修正後)
(様式6)	—	修正版2を確認のこと。

契約書(案)【修正版】 正誤表

	誤 (6.11 公表版)	正 (修正後)
3頁 (24)	公共施設 本事業契約に従い建設される本事業建物のうち、運転免許更新センター(仮称)及び地域防犯ステーション(仮称)をいう(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第65条)(以下、「区分所有法」という。))第2条第4項に定める共有部分を含む。)	公共施設 本事業契約に従い建設される本事業建物のうち、運転免許更新センター(仮称)及び地域防犯ステーション(仮称)をいう(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第65条)(以下、「区分所有法」という。))第2条第4項に定める共有部分となるべき部分のうち甲の共有持分に相当する部分を含む。)